

令和6年度 町税等の納付計画表

令和6年4月から翌年3月まで

○納期限について…各月の月末(12月は25日)です。(金融機関休業日の場合は翌営業日)

湯沢町役場

	町県民税 (普通徴収)	国民健康 保険税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税 (種別割)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	上下水道 使用料	下水道事業 受益者負担金	条例貸付地 貸地料	合計金額	納期限
4月		(随時期)			(過年1期)	(随時2期)	(毎月)				4月30日
5月			1期	全期	(過年2期)						5月31日
6月	1期					1期		1期			7月1日
7月		1期	2期		1期						7月31日
8月	2期	2期			2期						9月2日
9月		3期			3期	2期		2期			9月30日
10月	3期・家屋敷全期	4期			4期						10月31日
11月		5期			5期	3期					12月2日
12月		6期	3期		6期			3期			12月25日
1月	4期	7期			7期	4期					1月31日
2月		8期	4期		8期				全期		2月28日
3月	(随時期)	9期			9期	(随時1期)		4期			3月31日
年額											
担当	【課税の内容】住民税係 【納付の相談】収納係 税務町民部税務課		【課税の内容】資産税係 【納付の相談】収納係 025-784-3452		税務町民部 町民課 025-784-3453	健康福祉部 福祉介護課 025-784-4560	地域整備部 上下水道課 025-784-4853		総務部 防災管財課 025-784-4851		

口座振替について

第四北越銀行・新潟縣信用組合・みなみ魚沼農協・ゆうちょ銀行(郵便局)をご利用の方は、上記納期限が振替日となります。その他の金融機関をご利用の方の振替日は、各月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。

・各月の納付額や年額を記入して、納付計画を立てましょう。

口座振替ならうっかり納め忘れもなく安心！

町税や各種料金の納付には口座振替がとっても便利！一度申し込めば、うっかり納め忘れてしまうこともありません。手数料も掛かりませんので、是非ご利用ください。

○対象税目および料金

個人町県民税（普通徴収）、固定資産税
軽自動車税、国民健康保険税
上下水道使用料、下水道事業受益者負担金
後期高齢者医療保険料、介護保険料
条例貸付地賃地料

*下記料金等の口座振替につきましては、担当課へお問い合わせください。

保育料・保育給食費：子育て支援課（025-788-0292）
奨学金返還金：教育課（025-784-2211）
墓地管理料：環境農林課（025-788-0291）

○主な取扱金融機関

第四北越銀行の本支店
新潟県信用組合の本支店
みなみ魚沼農協の本支店
ゆうちょ銀行（郵便局）

おまかせください！



○ご利用までの手順

1 口座振替依頼書の準備

下記窓口にて備え付けの口座振替依頼書をお持ちいただくか、湯沢町ホームページからダウンロードしてください。

湯沢町役場税務課 第四北越銀行湯沢支店
新潟県信用組合湯沢支店 みなみ魚沼農協湯沢支店
湯沢町内の郵便局

*ホームページからダウンロードするときは

町税の納付方法 湯沢町 検索

2 口座振替依頼書の提出

口座振替依頼書に必要事項を記入して口座登録印を押したら、ご利用の金融機関または湯沢町役場税務課に提出してください。

～～ 手続きは以上で終了です ～～

*町税につきましては、左記以外の金融機関でも一部の金融機関を除いて取扱可能です。詳しくは税務課収納係へお問い合わせください。

お問い合わせ

税務課収納係（025-784-3452）